

未成年の子がおり旧様式（父母双方が親権を行う子等の欄が無い）の離婚届を使用する場合は、必ず別紙を添付してください。（令和8年4月1日～）

未成年の子の親権について、父母双方または父母のどちらかを選択し、該当する欄に子どもの氏名を記入してください。  
 ※親権者の指定を求める家事審判または家事調停の申立てをしている場合は、「親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子」の欄に子どもの氏名を記入してください。

別紙

未成年の子がいる場合は、本紙に記載し、離婚届に添付して届出をしてください。  
 本紙に記載していない場合は、離婚届の「未成年の子の氏名」欄及び右下のチェック欄への記入は不要です。

未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子	松本愛				
	父（夫）が親権を行う子					
	母（妻）が親権を行う子	松本城人				
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子					
(協議離婚で親権者の定めをした場合) 相違なければ、それぞれが☑のようにしるしをつけてください。	夫	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。		
届出人署名 (※押印は任意)	夫	松本太郎	印	妻	松本はな子	印

双方が確認のうえ、それぞれが☑をつけてください。

未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について  
取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。  
 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、学費や医療費など）の負担を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合

親子交流について  
取決めをしている。 ☐まだ決めていない。  
 親子交流：未成年の子と離れて交流すること。父母双方が定めている場合も「取決めをしていない」に記入してください。

経済的に自立していない子（未成年の子）  
☐のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について  
取決めをしている。  
まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。  
 養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

夫及び妻 **本人が必ず自署**してください。  
 押印は任意です。

未成年の子がいる場合は必ず記入してください。  
 （当てはまる☐に☑）

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。  
 詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。







日本司法支援センター（法テラス）では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】<https://www.houterasu.or.jp>

